

災害時における応急復旧の協力に関する協定書

名古屋市交通局（以下「甲」という。）と社団法人 愛知電業協会（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害により甲の鉄道施設等が被災した場合（以下「災害時」という。）、名古屋市地域防災計画に基づき速やかに応急対策ができるよう、応急復旧用資機材の確保及び応急復旧作業等（以下「応急復旧」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時における応急復旧の実施に当たり、乙の協力が必要になった場合は、乙に対し、その協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲から前項による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急復旧に協力するものとする。

（協力会員）

第2条 乙は、甲からの協力要請に対し円滑な対応ができるよう、あらかじめ協力会員（以下「会員」という。）の名簿を作成し、甲に提出し、その承認を受けるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、第1条第1項により、乙に対し応急復旧の協力要請をするときは、作業内容、日時、場所、必要人員、必要資機材その他必要な事項を、文書又は電話等により明確に指示して行うものとする。ただし、乙に対する協力要請の連絡が災害等により不能となった場合は、甲が会員に対する協力要請を直接行うことができるものとする。

（応急復旧）

第4条 乙は、この協定に基づく協力要請を受けたときは、会員をして、速やかに応急復旧体制を整えさせると共に指定場所に集結させ、甲の監督員の指示に基づき応急復旧を実施させるものとする。

（報告及び検査）

第5条 乙は、会員が甲の監督員に指示された応急復旧を完了したとき、会員に対し直ちに甲の監督員へ報告させ、その検査を受けさせるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、会員が応急復旧に要した費用を負担する。

（請求の手続）

第7条 乙は、会員が第5条の検査を受け合格した後、会員に対し甲へ当該費用の請求をさせるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認の上、会員に代金を支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用時期）

第9条 この協定は、平成8年6月20日から平成9年3月31日まで適用する。

ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、次の1年間これを有効とし、以後この例により継続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成8年 6月20日

甲 名古屋市交通局
代表者 交通局長 高木 勝義



乙 名古屋市中区栄三丁目15番27号
東邦生命ビル7階
社団法人 愛知電業協会
代表者 会長 塚田 鮎一郎

